

広島県告示第七百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年七月九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年六月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

府中松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
府中市栗柄町字中柴間田二〇八番一地从先から 府中市栗柄町字中柴二一四四番五地先まで	二五・五〇	七・五〇	一一・六〇 一五・五〇	二四四・二七	拡幅 一部ルート変 更 不用物件延長 七一・〇〇メ ートル